

令和5年度第1回 米子市同和対策審議会議事概要

日時 令和5年10月5日(木) 15:00 から
場所 米子市役所 本庁舎5階 第1会議室

1 協議事項

(1) 会長選出について

委員の互選により会長に田後委員を選出。

(2) 副会長の選出について

委員の互選により副会長に坂田委員を選出。

2 報告事項

(1) 米子市人権問題市民意識調査報告書について

【事務局説明】

人権課題を自分事として考えることがまだ難しいという結果であった。

年代によって認識に差がある人権課題が明らかとなり、各年代に適した啓発方法を取り入れ、啓発課題への認識を深める取り組みが必要と考えている。

今後は人権問題を知識として認識するにとどまらず、自分のこととして考え、行動できるよう、啓発方法などを工夫していく必要があると考えている。

【A委員】

所属団体では、あらゆる差別に反対をする立場から、国に要請書を提出している。インターネットを利用し、部落差別を拡散助長しようとする動きがあるが、それに対する法規制がまだ整っていない。このため、法規制を求めるとともに、部落差別解消推進法に同和地区の適示は違法であり許されることではないと盛り込むよう国へ働きかけを行っている。

地方自治体では具体的な取り組みをするという責務がある。意識調査結果にあった身元調査というものが正しく認識されていないという現状を踏まえ、しっかりと市民に啓発していく必要がある。

【B委員】

法規制だけでは差別はなくなる。差別がなくなるのは日本社会の一部が容認しているからと考えている。因習、偏見、世間体とかが社会の根底にあり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の根本的要因となっている。そここのところにメスを入れる教育、啓発をしていかなければならない。

【C委員】

差別はする側の問題である。

私自身も被害者となった。無作為に各関係機関に顔写真入りのものを流された。部落問題と戦っている仲間たちも同じような被害に遭っている。さらされ差別を危惧しながら運動を行っているが、先頭に立ってやらないと差別はなくなるという思いで戦っている。

結婚差別をする側に回された若者からの相談を受けたことがある。差別をする側にもなるという教育がなされていない。

差別はいけない、許されないんだということを条例化してほしい。

【D委員】

① 有効回収率 37.5%という数字をどう捉えているか。

② 回答の選択肢について、性別には答えたくないという項目はあるが、年代を問う質問にはその他という項目がないのはなぜか。

③ 外国人に対する差別に関する質問文に、具体的に在日韓国人、朝鮮人との記載がある。そのほかの国の方もおられるがなぜか。

インターネットに関するところで、子どもたちは学校などを通じてインターネットの情報モラルの学習が進んでいると感じた。

【事務局】

①に対する回答

有効回収率の目安を 35%と設定しており、調査結果を適正に判断する要因となっている。

②に対する回答

年齢による認識の差の検証、また、啓発方法を検討するうえから、年齢を回答してもらっている。

③に対する回答

ヘイトスピーチ解消法にもあるように、インターネット上で、在日の韓国人、朝鮮人の方に対する誹謗中傷が厳しいという現実があることから具体的に記載をしている。

(2) とっとり安心ファミリーシップ制度について

【事務局説明】

鳥取県の制度概要を説明。

県内の市町村も連携協力をする。

届出受理証明書等の掲示により、利用可能な行政サービスを受けることができる。県及び市町村の行政サービスは県のホームページで随時更新する。

(3) その他

【E委員】

差別の現実があることを知ってほしい。

差別の現実がある以上、なくなるのを待つのでは解決にならない。啓発や教育の力が必要である。